

下関市監査委員公表第3号  
令和8年(2026年)2月27日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文  
同 秋 森 和 也  
同 戸 澤 昭 夫  
同 井 川 典 子

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
教育委員会	菊川教育支所、菊川教育支所管内の小学校及び中学校（全4校）、豊田教育支所、豊田教育支所管内の小学校及び中学校（全3校）、豊浦教育支所、豊浦教育支所管内の小学校及び中学校（全7校）

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

教育委員会
令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

## 5 監査の期間

教育委員会
令和7年12月1日から令和8年1月31日まで

## 6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

## 7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

教育委員会 菊川教育支所	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産使用料の収入事務において、以下の事例が見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。</p> <p>ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。</p> <p>イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。</p> <p>(2) 菊川教育支所管内貯水槽清掃業務について、仕様書において水質検査を再委託する場合はあらかじめ再委託承諾申請書を提出し、市の承認を得ることとされている。所管課は、受託者からの申請書の提出を受けていたが、再委託についての意思決定及び書面による承認を行っていなかった。適正に事務処理されたい。</p> <p>(3) 行政財産の目的外使用許可について、所管課は、申請者から市有財産の使用許可に関する申請書の提出を受けていたが、使用許可の手続が行われていない事例があった。所要の措置を講じるとともに、確認体制を強化されたい。</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>
教育委員会 菊川教育支所管内の小学校及び中学校（全4校）	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

<b>教育委員会 豊田教育支所</b>	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
<b>教育委員会 豊田教育支所管内の小学校及び中学校 (全3校)</b>	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
<b>教育委員会 豊浦教育支所</b>	
	[指摘事項] (1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入事務について、履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に債権管理を行われたい。 [意見] なし
<b>教育委員会 豊浦教育支所管内の小学校及び中学校 (全7校)</b>	
	[指摘事項] 及び [意見] なし

以上